

2012年6月12日 6月議会討論

津幡町議会議員 中村 一子

請願 第12号

「志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書」に賛成の立場で討論をします。

志賀原発1号機は昨年、2011年2月28日にポンプ部品の不具合で運転を停止し、2号機は東日本大震災当日の3月11日から定期検査で運転を中止しており、現在は両機とも運転再開の目途が立っていません。

わたしたちは1年3カ月以上の間、志賀原発からの電気なしに暮らしています。そして今年の5月5日「こどもの日」に日本全国の原発50基すべてが運転を停止しました。

原発のない社会をめざすのか、それとも原発の再稼働を許してしまうのか、いま、その大きな岐路にたっています。

福島第一原発事故によって故郷を追われ、農業や酪農、漁業の生業を断念させられ、放射能で汚染されていない食べ物を必死に探す親たちがいます。将来、放射能の影響はどうなるのか、どれほど多くの人たちが、不安をかかえ、苦しみ、悲しんでいるのか、その犠牲の重さを忘れてはなりません。

原発の再稼働を望む人、あるいは再稼働を許す人は、志賀原発の絶対に事故は絶対におきない。あるいは万が一事故が起きても、田んぼも畑も大丈夫、続けられるとでも思っているのでしょうか。原発なしでは経済が空洞化するなどの話は、一度原発事故がおきれば、それこそふっとんでしまいます。

2006年3月24日、金沢地裁の井戸謙一裁判長は志賀原発2号機の運転の差し止めを求める住民からの訴訟に対し、全国で初めて[運転差し止め]の判決を出しました。

井戸裁判長は判決の中で、志賀原発2号機については[想定を超える地震動を起こす地震が発生する具体的な可能性がある。非常用電源の喪失、配管の遮断などの可能性があり、最後の砦であるスクラム（緊急停止）の失敗も考えられ、炉心溶融（メルトダウン）事故の可能性もある。様々な故障が同時に、あるいは相前後して発生する可能性が高く、周辺住民が許容限度を超える被曝をする可能性がある]と述べています。

しかし2009年3月18日の2審では電力会社の言い分がそのまま通った形で2号機の運転を認める判決が言い渡されました。

2010年10月18日最高裁は上告を却下。その 5 ヶ月後、3・11の福島第一原発事故が起きました。

安全性が確保できた原発は再稼働すべきという意見がありますが、安全性が確保できたということを、どうやって証明できるのでしょうか。今現在、通常運転するには安全であるといっているにすぎないのであって、どういう緊急事態になっても絶対に安全だという原発、安全は確保されているという原発は、地球上にひとつもありません。ですから、安全が確保された原発はないと言えます。

福島第一原発事故で、誰がその責任をとったのでしょうか。放射能が拡散して汚染されれば、もとにもどすことなどできない、あるいは数十年もかかるのが現状です。その責任をだれがどのようにしてとるといえるのですか。誰も責任をとらない、誰も責任をとれない原発は、再稼働する資格などありません。また原発が稼働すれば、あらたに使用済み核燃料がうまれます。その処理の方法すらないのに、次世代にそのつけを回していくのが、原発再稼働の姿です。

いったん国が再稼働を決めたら、それを変えることはできないという自治体の首長さんもいらっしゃいますが、それは自分がその責任を取れないから、国に判断を仰いでいるだけです。そして、その責任を、本当に国が負えるのかといえば、負えるとはとても思われません。

福島原発事故で、誰かがその責任をとったのでしょうか。もう一度考えてみましょう。

志賀町には原発関係の仕事に携わっているひとはほとんどおらず、何が何でも再稼働を求める人は少ないそうです。志賀原発のエネルギーなしで1年以上がたっています。全国にさきがけて、国の指針でもある原発依存からの脱却を、脱原発を実現できるのは、志賀原発ではないでしょうか。そして国に対しては再生可能エネルギーの推進に、全力をあげて、とりくむことを望むとともに、原発立地自治体には、原発に代わる政策を推し進めることを求めます。

わたしは請願第12号 に賛成します。

2012年6月12日 6月議会討論

津幡町議会議員 中村 一子

**議会議案第6号「緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書」
に反対の立場で討論をします。**

「緊急事態基本法」の早期制定を求めるとした陳情書を受けて、「緊急事態に対応する必要な法整備を求める」この意見書は、議員提案によって作成され、本議会に提出されました。

反対の大きな理由は、緊急事態、あるいは非常事態というものに対して、誰もが納得できる明確な定義が示されない限り、法の拡大解釈によって日本国憲法の理念である平和主義と住民の基本的な人権への脅威となる可能性を排除しきれないからです。よって拙速に法整備を国に求めることにわたしは反対します。

「緊急事態基本法」は、8年前に国会において、自民、公明、民主の各党が合意して制定を目指しましたが、憲法で保障された国民の権利を大きく侵害する恐れがあることから、世論の反対等で今日まで法制定に向けての動きは封じ込められてきました。しかし昨年3・11の東日本大震災を受けて、大規模自然災害時の緊急事態に対する法整備を求めると同時に、再び北朝鮮のミサイルの脅威、尖閣諸島中国漁船衝突事件などが取り上げられ、昨年の秋以降、各地の地方議会でこのような請願・陳情が出されています。

意見書を読むと、東日本大震災のような大規模自然災害の時には、世界の多くの国では、非常事態宣言を発令し、政府主導のもとで迅速に対処しているとあり、一見、大規模自然災害の時のみに非常事態を宣言するかのように思われます。しかしこの意見書の最後の文言には、「今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命・財産を守るため、緊急事態に対応する必要な法を早急に整備するよう強く要望」しています。この最後の文言、「今後想定されるあらゆる事態に備えての、緊急事態」とは何をさすのか、ここが問題です。自然災害と戦争やテロとを同列視しかねない、どうとでもとれる文言に思われます。緊急事態に対応する法律には、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法などがあり、現行の法律で対応可能と考えます。

ですので、最初に申し上げましたが、緊急事態、あるいは非常事態というものに対して、誰もが納得できる明確な定義が示されない限り、平和主義や基本的な人権に基づく日本国憲法の精神をだいなしにしてしまう可能性が高く、よって、拙速に法整備を国に求めることに反対します。